

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right]$ 民生主管部（局）・障害保健福祉主管部（局）・
児童福祉主管部（局）・介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 51 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）等において新設された協議会の基本的な考え方について

日頃より、社会福祉・介護保険・障害保健福祉・児童福祉行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

令和 8 年 6 月 19 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）等に基づき、令和 9 年 4 月 1 日より、社会福祉事業等従事者の確保のための協議会」（以下「福祉人材確保協議会」という。）に関する規定、介護現場における生産性向上・経営改善支援等に関する協議会（以下「介護生産性向上等協議会」という。）に関する規定が施行されます。また、障害福祉・障害児支援現場における生産性向上・経営改善支援等に関する協議会（以下「障害福祉生産性向上等協議会」という。）に関する規定は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日より施行されます。

福祉人材確保協議会については、都道府県における設置が努力義務となりますが、令和 8 年度中にモデル事業を実施し、その結果を踏まえて実施していくことを予定しています。本事務連絡においては、福祉人材確保協議会の基本的な考え方及び令和 8 年度中に実施していただきたい事項についてお示しします。

介護生産性向上等協議会については、令和 8 年 7 月 15 日に開催された「令和 8 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において概要等をお示しし

たところですが、介護生産性向上等協議会の基本的な考え方及び令和８年度中に実施していただきたい事項について、改めて、下記のとおりお示しします。また、障害福祉生産性向上等協議会につきましても、同様に、基本的な考え方等をお示しします。

つきましては、令和８年度中の取組事項については、遺漏なく対応いただくとともに、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただくようお願いいたします。

併せて、今般の改正法において、介護・障害福祉分野における人材確保・生産性向上・経営改善支援の取組促進を国及び都道府県の責務として位置づけるとともに、都道府県介護保険支援事業計画、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画における必須記載事項として位置づけたところであり、施行に向けた検討を進めていただきますようお願いいたします。

記

（１）福祉人材確保協議会について（改正法による改正後の社会福祉法（昭和62年法律第45号）第92条の2から第92条の5まで）

① 基本的な考え方

2040年にかけて、福祉サービス需要が更に高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、福祉サービスの提供体制を安定的に確保することは喫緊の課題であり、国及び都道府県において、人材確保や生産性向上、経営基盤の強化に向けた取組等を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

また、今後は、こうした中で、人口減少や高齢化の状況、地域における介護・福祉人材の供給量等地域差や地域固有の課題を踏まえ、都道府県が中心となり、取組を推進していくことがより一層重要となります。

今般の法改正において、都道府県は、社会福祉事業等従事者の確保を図るため、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所（ハローワーク）、都道府県センター、介護労働安定センター、社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体、教育機関、社会福祉事業等を経営する者の事業所又は施設その他の関係機関により構成される協議会を置くよう努めるものとされています。

なお、福祉人材確保協議会に関する規定は令和9年4月1日施行となります。

② 福祉人材確保協議会の運営等について （福祉人材確保協議会の運営）

都道府県単位の情報を共有する協議の場に加え、より狭い圏域（※）で地域の実情に応じた個別課題に対する実践的な取組を創出していくため、「人材確保・定着」・「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」・「介護のイメージ改善・理解促進」等の地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するなどの重層的な構造としたうえで、具体的な目標（定量的な目標値、時期）を掲げ、地域の実情に応じ、重点的に取り組む事項を明確にした上でPDCAサイクルを適切に回すことが重要です。

また、各地域や事業者における課題を認識し、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むには、地域の実情等の情報を「収集」・「共有」・「分析」といった各プロセスが重要となることから、取組にあたってはこうしたプロセスにも留意して取り組むことが重要です。

なお、福祉人材確保協議会の施行に向けた具体的な取組として、国において、令和7年度補正予算にて措置した「福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業」を行っています。当該事業では、課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定等を行ったうえで得られた知見等を成果物としてまとめ、全国へ横展開することとしているのでご承知おき願います。

※ 地域の実情により、情報を共有する協議の場の単位と個別課題に応じたプロジェクトチームの活動単位を同一にすることも可能です。

（構成員について）

福祉人材確保協議会の構成員については、改正法による改正後の社会福祉法第92条の2に例示する者に限らず、地域の実情に応じ、設置主体である都道府県の判断により必要な者等を構成員とすることが可能ですので、検討をお願いします。また、福祉人材確保協議会は、広く福祉人材の確保の観点を目的とした協議会ですが、取り扱う分野によって構成員を変えていただくことも可能です。

③ 令和8年度中に実施していただきたい事項について

福祉人材確保協議会設置に向けて、現在、モデル事業を実施しており、モデル事業の実施状況等を踏まえ、年内をめどに実施要綱（案）をお示しする予定です。

特に、令和9年4月の施行に向けて、管内における福祉人材を取り巻く状況等について、必要な情報収集を行っていただくとともに、福祉人材確保協議会の構成員選定に向けて、管内の関係者等と調整をお願いします。

（第10期介護保険事業支援計画における介護人材需給推計について）

(i) 今後、第10期介護保険事業計画のサービス見込量等に基づき、第10期介護保険事業計画期間終了時(2029年度)や2040年度までに必要となる介護人材の需給推計を行うとともに、第10期の計画期間(2027～2029年度)において、推計結果による需要が供給を上回る場合には、関係団体等で構成する会議体において、現在の管内の介護福祉士養成施設や福祉系高校の定員充足率や卒業生の進路等の状況、公共職業安定所や福祉人材センターによる採用状況、外国人介護人材の受入状況などを確認した上で、関係団体等と議論を行っていただき、生産性向上・職場環境改善等による離職率の改善の目標や各種施策による新規入職者数の増加人数の目標や達成するための具体的な取組を定めることとなります。

上記の会議体は、福祉人材確保協議会を想定していますが、令和8年度においては、例えば介護現場革新会議など、地域にある既存の関係団体等が参加する会議体を活用することが考えられます。

(ii) 特に、公共職業安定所(都道府県労働局)及び福祉人材センターについては、無料職業紹介機関における目標を掲げ、取組の進捗状況を共有しながら、人材確保の取組のための連携を更に強化していく必要があります。このため、厚生労働省においても公共職業安定所を含む都道府県労働局の会議体への参画に向けて調整を進めていく予定であり、都道府県におかれても、同様に調整を進めていただくようお願い申し上げます。

④ 地域の関係者が連携して人材確保等に取り組んでいる事例

今後、福祉人材確保協議会を実施するにあたり、表題の取組について例をお示しします。開催にあたり、ご参考にしていただくようお願いいたします。

- ・広島県(行政)や事業者団体、職能団体、教育委員会等で構成される「広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会」を設置し、「魅力発信」、「人材のマッチング・資質向上」、「職場改善・生産性向上」を3本柱として、様々な取組を実施。「魅力発信」では、若手の介護職員を中心としたワーキングチームを設置。地域の小中高大学への出前講座や、魅力発信のイベントを精力的に行い、若者の福祉・介護分野への参入促進を図っている。
- ・静岡県内の福祉施設や介護福祉士養成施設(大学、専門学校)等の教員、福祉人材センターが連携し、それぞれが主体的に参画するネットワーク組織(福祉人材確保・定着実践研究会)を立ち上げ、「人材確保・定着」についての情報交換とあわせ、県域で取り組めるアイデアなど、県全体の福祉人材確保・定着のために何ができるのかの協議、就職相談会の連携開催の実施

(2) 介護生産性向上等協議会及び障害福祉生産性向上等協議会について(改正

法による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 120 条の 3 から第 120 条の 6 まで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 4 から第 89 条の 7 まで及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 26 から第 33 条の 29 まで）

① 基本的な考え方

（１）の取組のほか、地域における人材確保・生産性向上・経営改善支援等の取組を実効的に促進していくためには、公共職業安定所やよろず支援拠点、介護生産性向上総合相談センター等関係機関が効果的にその役割を果たせるように、都道府県が関係者間の連携を促進し、地域課題を把握した上で方策を定めることが重要であり、今般の法改正において、介護生産性向上等協議会及び障害福祉生産性向上等協議会（以下「介護・障害福祉生産性向上等協議会」という。）を設置することを都道府県の義務とする旨を位置づけています。

この位置づけの強化により、都道府県を中心に都道府県労働局や公共職業安定所、よろず支援拠点、介護生産性向上総合相談センター等の関係機関が、それぞれの役割や強みを踏まえ、有機的に連携することで効果的な支援につながります。例えば、介護サービス提供体制の維持・確保が特に求められる市町村や、当該市町村において提供される介護・障害福祉サービス等について、協議会において重点的な支援の方向性を検討し、その方針に基づき、関係機関が人材確保、経営改善及び生産性向上に係る支援を一体的に実施することで、地域におけるサービス提供体制の確保と、生産性向上・経営改善等の取組の更なる推進につながることを期待されます。

また、介護・障害福祉生産性向上等協議会での議論を踏まえて、介護保険事業支援計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画における生産性向上・経営改善支援の目標・取組事項を設定することで、当該協議会における取組とこれらの計画が連動することも期待されます。具体的には、協議会での議論を踏まえて目標や取組事項を設定し、その取組状況や成果を協議会において継続的に検証・評価することで、必要な改善策を支援施策や計画へ反映する PDCA サイクルの構築が期待されます。さらに、協議会において県内のサービス提供体制や人材確保の状況等を共有することで、地域ごとの課題やニーズを把握し、どの地域にどのような支援を重点的に講ずるべきかといった広域的な視点からの検討につながることも期待されます。その結果、県下で必要な介護・障害福祉サービスを持続的かつ安定的に提供できる体制の整備に資するものと考えられます。

国においても、介護・障害福祉生産性向上等協議会の開催等に対する支援を行うとともに、同協議会での議論の内容等を踏まえ、必要な施策や支援等に反映していくことを予定しています。

なお、介護分野については、これまで予算事業として都道府県において実施してきた都道府県介護現場革新会議を法定の協議会として位置づけるものであり、都道府県介護現場革新会議は令和 8 年度中に全都道府県で設置される予定であることを踏まえ、介護生産性向上等協議会の設置の義務化について、令和 9 年度 4 月 1 日より施行することとしています。また、障害福祉・障害児支援分野についても、省力化投資促進プラン（障害福祉）等に基づき、令和 11 年までに各都道府県において人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置する等の取組を進めていただいているところ、障害福祉生産性向上等協議会の設置の義務化については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日より施行することとしています。

② 介護・障害福祉生産性向上等協議会の運営等について

（介護・障害福祉生産性向上等協議会の運営）

介護分野については、これまで予算事業として都道府県において実施してきた都道府県介護現場革新会議を法定の協議会として位置づけるものであり、すでに都道府県介護現場革新会議を実施している場合には、当該会議を介護生産性向上等協議会として取り扱って差し支えありません。

また、障害福祉分野について、生産性向上に係る都道府県サポートセンター（ワンストップ窓口）の設置を進めていただいているところですが、障害福祉生産性向上等協議会においてワンストップ窓口の運営方針を検討するなど、障害福祉生産性向上等協議会及びワンストップ窓口の両者の連携を図ることで、効果的に取組を進めることが望ましいです。また、介護生産性向上等協議会や（自立支援）協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に規定する協議会をいう。）等の既存の会議体と一体的に開催することも可能です。

また、福祉人材確保協議会との一体的な開催についても差し支えありません。

（構成員について）

都道府県を実施主体とし、構成員については、改正法による改正後の介護保険法第 120 条の 3、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 4 及び児童福祉法第 33 条の 26 の規定のとおり、当該都道府県の区域内における市町村、公共職業安定所、都道府県センター、介護労働安定センター、介護・障害福祉サービス事業者等を構成員とする団体、教育機関その他の関係機関を基本としつつ、介護・障害福祉生産性向上等協議会における協議をより効果的かつ効率的に進める観点から、議題や地域の実情等に応じて、参加を

求める関係機関を柔軟に選定いただくようお願いいたします。

③ 令和8年度中に実施していただきたい事項について

介護生産性向上等協議会は、これまで予算事業として都道府県が開催してきた生産性向上等の取組を戦略的に推進するための協議体である「都道府県介護現場革新会議」を法定の協議会として位置付けたものとなります。令和9年度以降はすべての都道府県において、介護生産性向上等協議会を開催いただくこととなりますので、都道府県介護現場革新会議未開催の都道府県におかれては開催に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

また、人材確保に関する議論について、本協議会は、福祉人材確保協議会と一体的に開催することも可能です。その施行より前の令和8年度においては、介護現場革新会議等を活用いただき、人材確保に関する議論について積極的に実施いただくようお願い申し上げます。

併せて、協議会における人材確保や生産性向上等の取組の促進を図るにあたっては、公共職業安定所を含む都道府県労働局の参画も重要であることから、令和8年度からのこれら機関の参画にむけて厚生労働省及びこども家庭庁においても調整を進めているところ、都道府県におかれても公共職業安定所を含む都道府県労働局について、可能な限り協議会へ参画いただくため、調整を進めていただくようお願い申し上げます。

障害福祉生産性向上等協議会については、具体的な施行日は今後定めることとなりますが、公布の日から3年を超えない範囲内で、すべての都道府県で開催いただくこととなりますので、順次実施に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。また、令和9年度から令和11年度までの第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定に係る「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）」においても、障害福祉生産性向上等協議会の設置を成果目標として定めておりますので、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定と併せて、検討を進めていただくようお願いいたします。

なお、令和8年度「障害福祉分野における人材確保・生産性向上普及・促進に関する調査等事業」において、障害福祉生産性向上等協議会の準備に資する資料を作成し、令和8年度中を目処にお示しする予定です。

④ 好事例及び議題の例について

今後、介護生産性向上等協議会を実施するにあたり、これまでの都道府県介護現場革新会議の好事例や議論の例をお示しします。開催にあたり、ご参考いただくようお願いいたします。

(協議会の好事例について)

・沖縄県

沖縄県では、都道府県介護現場革新会議の下にワーキンググループ（以下、WGという。）を設置し、テーマを絞った実践的な議論を行う体制を構築しています。また、WGと都道府県介護現場革新会議の役割分担を明確にし、都道府県介護現場革新会議を県全体の方向性や施策を検討する場、WGを現場に即した課題整理や具体的提案を実施する場として2層の構造をとっています。また、WGの検討結果を都道府県介護現場革新会議へ還元する仕組みを構築しています。

・大分県

大分県では、「介護人材確保」を県の重要課題と位置づけ、都道府県介護現場革新会議については、「おおいた高齢者いきいきプラン(大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画)」における、介護人材の確保・育成、現場革新に係る施策の策定に関して協議する場と位置づけています。

また、都道府県介護現場革新会議における議論を都道府県介護保険事業支援計画の施策検討に反映する仕組みを構築しており、都道府県介護現場革新会議と計画策定を一体的に進めています。

(協議会の議題例について)

- ・都道府県における生産性向上及び経営改善支援に関するK P I の設定
- ・介護生産性向上総合相談センターと地域の支援機関が連携した介護事業者への総合的な支援
- ・介護生産性向上総合相談センターの利用促進に向けた取組
- ・介護テクノロジーの普及状況を踏まえた施策の検討
- ・人材確保等を重点的に推進すべき市町村における生産性向上及び経営改善支援の取組
- ・その他、地域の実情に応じて必要な事項

以上